



紙芝居 「たけしくんがラーメンを すきになったわけ」を紹介します

生まれたときから障がいがあるたけしくん(10歳)は、自分の手や足を自分の思い通りに動かすことができません。いつも寝てる姿勢の車いすに乗っています。食べることも、話すこともうまくできないたけしくんの心の声を、清水明彦さん(西宮市地域自立支援協議会専属紙芝居作家)が紙芝居にしました。その、一部を紹介します。

《たけしくんは月に一回、施設で訓練やリハビリを受け、その帰りに入口にスロープがついて入りやすいレストランでハンバーグを食べることを楽しみにしていました。》



ぼくは口をうまくあけることができず、食べ物をかんだりうまくできません。飲み込んだりするのも全然ヘタクソです。むせてしまってゴッホゴッホせきこんだりします。だから、お肉が粉々になっていて、飲み込みやすいかたまりになっているハンバーグがとても食べやすいのです。

《ところがある日、「今日は、予約でいっぱいです」とレストランで断られてしまいました。おかしいです、空席はいっぱいあるのにどうして断られたのでしょうか。レストランをあきらめたたけしくんとお母さんはおなかがすいたし、雨も降ってきたし、困り果てました。》

《そのとき、目の前にラーメン屋さんがありました。迷いましたが思い切って戸をあけてみました。》

するとラーメン屋のおやじが「いらっしやいませ」と大声で奥から近寄って来たのです。そしてほんの少し段差のある入口のところまで来て、ぼくの車いすの前輪を少し持ち上げてくれたのです。

店はだいぶ混んでいましたが、おやじが大声で「どうぞどうぞ」と言うので、作業服のにいさんが真ん中の席を空けてカウンターに移ってくれました。《メニューは「当店自慢のラーメン」しかなく、それを注文しました。》



1杯のラーメンがドンとぼくの前に置かれました。お母さんはさてどうしようかと、とりあえずラーメンの麺を取り出し、冷まして小さく切るためにフーフーとラーメンを冷まし始めました。そして、チャーシューやネギはのけてしまったのです。

あわてて取り皿をもってきたラーメン屋のおやじは「うーん」とうなりました。そしてどうしてきざむのかとか色々聞きました。「そんなに食べるのが大変だったのか」しばらくおやじはじっと見ていました。そして、「すいません。もう一回作り直させて下さい」と調理場に戻りました。

10分くらいたったでしょうか…、おやじは「ラーメンー丁」と言ってぼくの前に新しいラーメンを置いたのです。そのラーメンはとてとても小さくきざんであって、ハンバーグより食べやすく、そしてスープにはとろみがついているのです。チャーシューもネギももやしもメンマもとてとてもきざまれ、同じように盛り付けられています。そして熱過ぎず冷め過ぎず。

おやじはぼくの目をのぞきこんで「当店自慢中の自慢ラーメンです。召し上がって下さい」と胸を張ったのでした。



紙芝居の中で、スロープがついたレストランが最初に出てきます。これは、障害者差別解消法が施行されたことから、車いすを使う人も入店しやすいように設置された「合理的配慮」です。店構えは配慮がされていたのですが、店の客に「こんな病気の子は病院に置いとかないとダメよ」と

障害者差別解消法とは、障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律です。

「障害を理由とする差別」とは、どんな差別でしょうか

たとえば、「介助者が同行していないと無理です」「手話通訳できる人と一緒に来て下さい」などと言って対応を断ったり、「椅子やテーブルを移動するとほかのお客の迷惑だから、車いすでは入れない」と断ることは、「障害を理由とする差別などの権利侵害行為」にあたり、法律で禁止されています。

法律で禁止されているといっても、事業者が無理な対応を迫るといふものではありません。「どうすれば、障がいのある人にも、同じサービスを提供できるだろうか」と、解決策を事業者も障がいのある人と一緒に考えていきましょ

言われ、店員もこの客に同調して「迷惑をかけてすみません。障がいのある人の入店を断ってはいけない法律ができたのでしかたがないのです」と説明をしました。

そんなことがあったあとで、「予約がいっぱいだから」と入店を断られたのです。

「予約がいっぱいだから」と入店を断られたのです。

「予約がいっぱいだから」と入店を断られたのです。

「予約がいっぱいだから」と入店を断られたのです。

合理的配慮って どうすればいいの？

紙芝居の中で、次に出てくるお店がラーメン屋です。困っているたけしくんとお母さんの様子を見て、ラーメン屋の店主は「どうすれば、たけしくんにほかのお客さんと同じように、ラーメンを食べてもらおうことができるだろうか?」と考えました。そして、特別なラーメンを作りました。また、たけしくんの食事が終わるころ、閉店時間を過ぎていましたが、店主がアツアツのラーメンをもう一杯もってきました。

「時間は気にしないでゆっくり召し上がってくださいな」という言葉をもらったお母さんは、10年ぶりにアツアツの美味しいラーメンをゆっくりと味わうことができました。これも、「どうすれば、お母さんにほかのお客さんと同じようにラーメンを食べてもらおうことができるだろうか?」と店主が考えて行った配慮です。

さらに店主は、「今度来るときは(店の入口の)この段差はなくなっていますよ。またお越しください」と、真面目

障がいのある人もない人も住みやすいまちを目指して

窓口で筆談ボードを設置

窓口対応で筆談に応じていることを示すマークを掲示するほか、筆談ボードを設置しています。



歩道のバリアフリー化 工事

歩道の段差を解消する工事を行っています。



助成制度を活用ください

播磨町では、障がいを理由とする差別的解消を推進するため、事業者などが求められる社会的障壁の除去における必要かつ合理的な配慮について、その提供に要する費用の全部または一部を助成します。※事前に相談及び申請をしてください。

▶対象経費・助成限度額

経費	内容	助成限度額
コミュニケーション作成費	筆談ボード、音声拡張器または音声コードを用いたパンフレットなどの作成に係る経費	5万円
物品購入費	折り畳み式スロープ、車椅子昇降機、視覚障害者用誘導シート、緊急呼び出しボタン、多目的シート(ベッド)、ルーペ、杖ホルダー、滑り止めマットなどの購入に係る経費	10万円
工事施工費	簡易スロープや手すりの設置などのための工事の施工に係る経費	20万円

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361